

それで、現在の最低の支給額が三十九円でございます。それから最高額が三十七万九千円となっております。

それから受領委任方式との関係でございしますが、受領委任方式と申しますのは、さき御質問でも話しておられたとおり、これは七割給付分と同じように現物給付で医療機関が取り扱うというような方式になっているわけでございます。ですから、この方式でございしますと、現在国保は七割給付でございしますので、被保険者の三割分の一部負担金は納めなくてもいいようなシステムになっているわけでございします。ただ、現在老人医療については、やはり一部負担金の分についても現物給付のようは形で、医療機関に二ヶ月間待つていただいて、二ヶ月後に医療機関に直接高額療養費の支払いを市の方からしているわけでございします。ただ国の方の方針といたしましては、いままでは高額療養費は償還払いでございしますので、法に抵触するということとで認められなかったわけでございしますが、最近非常に貸付制度が全国的に広がってまいりまして、低所得者の福祉対策としては条件に合えばやむを得ないだろうというふうなことで、変わってまいりました。先ほご市長が申し上げましたように、その条件というのは低所得者に限る

ということと、医師会と協定を結ぶということ、それから医療機関が高額療養費の支払いを二ヶ月間猶予してくれろという、この三条件が整えば、受領委任方式を認めてもいいだろうということとで、昨年の十一月三十日付で厚生省から各都道府県に通知が参っております。で、現在、東京都ではございせんが、東北の方の県だと思っておりますが、二、三市がこの受領委任方式を厚生省の許可を得て実施しているところがあるようでございします。

なお、昨年の暮れに通知が参っておりますので、こういうた方式も今後大いに取られていくだろうと考えておるわけでございします。

それから、つい最近になりました新聞紙上に、先ほご市長も申し上げましたが、社会保険審議会が医療制度の抜本改正を検討しているようでございします。その第一弾といたしまして、ごく一部の健康保険法の改正が今国会に提案されるような見通しになっているようでございしますが、それによりますと、社会保険では、現在本人は十割、家族が七割になっておりますが、国の方も財源的な関係でそういう給付率でなく、本人でも家族でも入院十割、外来七割の給付にしたいんだというふうな改正がされるような状況になってまいりますの

で、仮に入院十割給付になりますと、高額療養費は関係なくなってくるわけでございます。現在でも高額療養費を支給いたしますのは、ほとんど全部が入院患者の場合でございますので、外来の場合にはほとんどが高額療養費には該当してこのわけでございます。そのような関係もございしますので、受領委任方式が一番いい方法だろうと思いますが、これは低所得者に限られておりますし、又医療機関、あるいは医師会等の協力も得なくてはなりませんので、医療制度の抜本改正等の関係とも総合的に考慮いたしまして、今後検討していきたいと考えているわけでございます。

○市長（石川常太郎君） 先ほど私の発言のうちで、少々間違っております。貸付制度というところ、受領委任方式と間違いました。宮沢先生のおっしゃることは、貸付制度かと思えます。これは二色でございますので、私が間違いましたのです。貸付制度の方は医師会の御了解はおりません。受領委任方式でございますとお医者さんの了解が、あるということ。訂正をお願いさせていただきます。

○経済課長（生子国利君） 私の方の青空市場の内容について補足説明を申し上げます。

先ほど市長から御答弁したとおり非常に難問な点もございします。したがって昨年の朝市については実験室というふうな考え方をもち、商店、あるいは団体の協力を得まして実施したわけですが、やはり一番基本的に考えなければならぬのは、行政そのものがやはり指導的な立場でいくということ、これは市が介入してはならんということ、商店の流通という問題もありますし、それと同時に消費者との関連もありますので、いわゆる商店の方々、生産者の方々の奉仕的な考え方を出しまして、そうして消費者に対するサービスと、それによってある程度の共通点というものを振興していこう、あるいは地元の定着を図るということをおねらっているわけですが、昨年実施した九月二十五日かまたまた天候もよく、御承知のとおり、盛況でございましたが、ただ反省会においては、福生の場合、やはり農地というものが非常に少ない。それと農地が少ないという問題につきましては、やはり市街化されておりますけれども、農業者としては極力減税等による問題につきましては、やはりこういうしなけりゃならんという考え方はあるようです。しかし、近辺が高層化あるいはそういう問題による日照等によって、作物の耕作をしてもなかなか思うようにとれないという問題がありますけれども、全体的に市の農地というものは減少しておりますので、生産者は努力し

て出荷をしたいという考え方はありますけれども、これは少ないということになります。それから青果の方々につきましても、それ相応に売れるという考え方があれば大量に持ち込むと思うのですが、その場合、万が一、雨天というふうな場合の欠損はどうなるのか、そういうものが問題になると思います。

そういう点で、反省会におきましては、これはあくまでも天候は雨天でなくというふうな考え方に立った場合に実施したらどうかと、市側としても強く要請はしたわけでありまして、たまたま昨年の盛況と同時に、このしの二月七日にすでにその実施方を要請、あるいは指導してありますけれども、これはやはり団体が協力いたしまして、五月と九月、その二回に実施するというふうな一応の結論は得ております。それで、第一回目につきましては、やはり市として一番責任を負わなければならぬ問題は、場所の問題と、それから天候の問題を十分タツケなければならぬ。その天候につきましては、やはり過去三十年間ぐらいの天候状況を見まして、いつの日曜日がだいたいどうぶかと同時に、生産者の出荷時期というものを考えなければならぬ。ですから、農家のことも考えていかねければならぬのですから、大体五月と九月というの出荷時期になっておりますので、この時点をとらえて実施しよう

と、したがって五月という時期は大体気象庁による天候の観測では八〇％くらいだいたいようぶだそうであり、五月二十八日と決定いたしまして、時間は一時間早くして七時三十分から十時半ごろという計画で第一回目を実施する。場所につきましては、やはり第一回に実施した市役所の前がよろしいのではないかと、いうふうなことで、場所には市役所の前、それから第二回につきましては、今後の開催場所だが、日時につきましては、その状況を見まして九月の実施時期は、きりと日程を決めようではないかということになっております。朝市についてはそのような計画で、いずれにしても本年は二回実施するということなのです。

それから、昨年の御質問の際に、確かに私が答弁申し上げたと思いますが、いまの朝市の日程ですが、五月二十八日になっております。それから前のとさに御説明をした検討会の関係ですが、この検討会につきましては、すでに十三項目を上げまして検討に入っております。昨年十月から検討に入っているわけですが、東京都と区市の代表者が出しまして、六日ばかり実施してありますが、流通機構についての討議にそろそろ入るわけです。その流通機構のテーブルにおきまして、私の方としても東京都の供給物資の問題について取り上げたいというふうに考えております。確

かに、本年度ここで、二月にすでにジャカイ王とタマネギの放出が行われたわけですが、やはり足りないわけでございまして、大体計算してみますと福生市で二千世帯くらいしかない。この問題につきましては、まず一応考えなければならぬのは、東京都として何ゆえそういう商業目的の放出供給をするのかという問題ですが、これにはやはり需要そのものの根本的な考え方から違うようでございまして、まず考えられるのは、そのときの物価鎮静化を図るというのが一つの問題。それから、物資の少ないときに放出するというふうなこと、災害ごきの場合における確保というものも考えて放出する、こういう意味でございますと確かに一般市民に対する全世帯にわたるよりは放出というものになりますと、これは商店等の問題も十分考えなくてはならぬ、流通機構も考えなければならぬというふうなことで、私の方もいろいろ流通機構の問題と、それから放出が少ないということはよく要求はしておりますけれども、それらにつきましてはさらに検討会において具体的に出てくるのではないかと思います。そういう点を十分配慮いたしまして、私の方の意向も伝えたいと考えております。

それから、市内の安売りデーですが、消費者への奉仕デーというものを五十二年

から始めまして、ずっと引き続いてやるわけでございます。月に二回ずつ奉仕デーを青果を立ててやっておりますけれども、これも確かに第二土曜日と第四土曜日というふうになりますと、やはりその時期の入荷の状況によって価格がどうしても高い場合には安売りをしても消費者に対する奉仕はあまりできないというふうな考え方です。それならば手持ちの品物においてかなりそういうふうな措置ができればということですが、二月に役員会を開きまして、青果連絡協議会役員等を集めたわけですが、四月からは毎月一日という日を頭に植えてやろう、場合によっては「青果の日」というふうに考えて自分の手持ちの放出できるもの、安くできるものはこれを限定はしないというふうにして消費者に対する奉仕デーというふうなものになりまして、近々に恐らく連絡協議会としても今後は自分たちの商業というふうな考え方ではない、いままではどうも市のためにやっているのだというふうな考え方を持っているようで、これは市というより商店自体が率先してそういうふうにしていくことが、先ほど言ったとおり朝市と同じように地元の消費者を吸収すると、そういうものが一つ地域商店街の発展策ではないかということである。議論したわけですが、結論的には商店側としても今後もちろしを入れて宣伝していくというふうな考え方です。したがって、市と

してはそれに対する包装紙だとか、あるいは宣伝については広報等によってやるというふうにしてありますので、四月からは恐らく毎月一日ということを実施しているというふうなことでございます。

以上でございます。

○福祉事務所長（八木房雄君）

市長の答弁の補足説明を行います。

宮沢先生の緊急時における一時保護の問題でございますが、確かにこれは必要でございます。いろいろと私も心配しているところでございます。保育所の関係にもちょっと触れさせていただきたいと思いますが、緊急時における保育所の関係でございますが、保育所は原則として八時間を保育するということになっておりまして、緊急時の幼児の保育ということとは、大休二十四時間が主でございます。保育所ではなかなか保育しかねるというのが現状でございます。したがって、児童福祉法の二十五条によりまして、私もは、そういう幼児が発見された場合は、通報を受けまして、福祉事務所長は直ちに児童相談所に送致しなければならぬということになっております。

そこで、今回宮沢先生の御質問の中にもいろいろありましたが、近所の方々

がそういうボランティア活動をしていただいているというありがたい言葉でございましたが、都の方で今回改正に相なりまして、五十三年の三月一日から改正するという通知が已ま参ったわけでございます。その趣旨によりまして、従来児童相談所の仲介を経て行われてきたのでございまして、地域社会における児童の育成保護について児童福祉法第三十三条に基づき一時保育を委託とし、都が所費を負担して委託の円滑化を図っていきなさいと、そして児童の福祉の増進を図ることと目的としていくというところでございます。したがって、今回の改正により、緊急時における一時保護を必ずとする場合は、児童相談所、又は福祉事務所に通告することによって、保護することになるのでございます。ただいま御質問の中にもございまして、ボランティアの方々に対して東京都から実費額が支給されるということでございます。そして非常によかったというところでございます。

それともう一つは、いままで緊急一時保護が近くでできない場合ということで二歳以下の幼児は都立の乳児院で預かっていただいたわけでございます。それから二歳以上の就学前のお子さんについては児童相談所で十日から一カ月間くらいはお預かりしているという状況でございます。就学のお子さん、義務教育の子供たちについては、児童相談所に

送致しますと、どうしても居住地の学校へ行けないで別の施設の学校へ行っていたら、
くという関係になりますので、この制度ができていますのは、その地域にほんたに学校
に通学できるというふうになるわけでございまして、私もこの制度を有効に利用
させていたしまして、審議委員さんの御質問にございまして、そういふやり
で、おの方々に一刻も早く救って上げたいというふうに考えております。

なお、PR等ににつきましては、東京都と相談し民生委員協議会とか、あらゆる団
体にお話を申し上げていきたいと考えております。

以上お答えを申し上げます。

○二十番(宮天良二君) 時間がなくなりましたので自席から再質問を簡潔にさ
せていただきます。

たゞいま最後の福祉事務所長の緊急一時保育のことですが、本当にタイミ
ングよく東京都で心配をしてくださるということは大変喜ばしいことだと思いま
す。出ひひと福生市からそういった支障のある方々が大勢いひとつ利用できると
にPRしていただきたいということをお願ひいたします。

それから、高齢療養費の専任制度でございますが、医師会との話し合いが

もしつかない場合に高齢医療の貸付制度を取り入れていただけるかどうか、その点ひとつ
お聞かせ願ひたいと思います。

それから青空市場のことですけれども、担当課長からやはり出店する方々が自主
的にやってみようになることを望まれるというところで、私もこれについては賛成です。その
他、又安売りデーの打ち合わせで率先して市のためではなく、自分たちのためな
んだという自覚に立つようですね。青空市場、又安売りデーの開催ができるよう
に今後一層の理事者から指導をしていただいて盛大にして市民に還元されるよ
うにしていただきたいと思います。

以上で要望と再質問を終わらせていただきます。

○市長(石川常太郎君) 高齢療養費制度につきましてはお答え申し上げます。

たゞいま、直ちにこの席におきまして必ずいたしますとは申し上げられませんが、こ
れをいたしますには基金条例の設定、議会の御議決、規則等がございまして、直ちに
ここでいたしますとは申せませんが、現在国立がそろそろ踏み切るようでございまして、
そういったしきとちようで十三市になるわけでございまして、したがいまして、これは熱意を
持って取り組まなければいけないというふうな受け止めをしております。そのようにひとつ御

了解をいただきます。と思う次第でございます。

○二十番(宮沢良一君)

大変ありがとうございました。これで私の一級質問を終わります。

○議長(岩田博君)

一時まで休憩いたします。

午後十二時四分

休憩

午後一時

開議

○議長(岩田博君)

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に十九番大野行夫君。

(十九番大野行夫君登壇)

○十九番(大野行夫君)

貴重な時間を私の質問にしましてお許しをいただき、会議規則第八十六条の定めに従いまして、市長並びに各管理者各位に答弁をお願いいたします。

私の一級質問二点のうち、第二点目の質問は土地賃借にかかわる質問でございます。これは当市においても最高地の地主を中心にして質問を行うものであります。というような内容ですので、この問題につきましては、個人の財産を対象といたし

ますので、あるいは問題の中におきまして、一部明確なる答弁の中でも答弁しかねることがあると思いますが、その点については、質問者としてしましても了解をいたします。ただし、先ほどの市長の市政方針の中で行政と市民が一体になって行われなければならないという一項目がございますので、その点をよく納得されましての答弁を求めるものでございます。

市長は、昭和五十三年度の予算編成時期に当たりまして、各予算を発表されております。その冒頭、施政方針をもちその年度の内容の組み方をあらわし、又、振り返った五十二年度に対する行政に協力した市民への感謝は、市民各位の温かい御理解と御協力を申しておりますが、その御理解と御協力の中において市の近代都市への風土を、将来への展望は切り開くことであると述べておりますが、市制施行八年の歩みはさまざまにドラマの中で過ぎてまいりました。なかんづく基地の町としてのイメージの過ぎ去った今日、消費商業都市としてのスタート、変貌する市街化は、私たちの目に見える一つの電波障害というケースで悩みを投げかけてまいりました。

その第一歩は、市立第一小学校より生じました長沢地区の電波障害。第二は

KPCPによって起る横田基地より受ける銅二、福東地区の電波障害。そして第三番目は市民会館建設による障害。そして現在、基地により起ります原ヶ谷戸地区における障害と、又、米軍放送局の設置によって受ける武蔵野台地区等の障害等がこれになっております。又、牛二地区には、現在施工中の牛系グラウンドの完成は、夜間の運動施設としての照明等による新しい電波障害が懸念されております。これらの障害に対する防護策として共同受信装置をもつて対応されております。今後の維持管理につき、市の方針を質問いたします。

質問の第二点につきましては、昭和四十二年の政府の税制改革は固定資産税に大きな圧迫を加えてまいりました。この影響は土地賃借、借地権、借地代に大幅な市民への圧迫となつてきております。わか福生市にも土地によって生計を立てている何人かの地主さんがおります。私はこの質問には、これらの地主さんを対象にするものではなく、先ほど申しました一地主を中心にして質問を行います。この地主の現在の土地状況は大企業にも匹敵する土地所有者であり、これを第一番に明記しておきます。

そこで、市はこの土地、宅地に対する評価については個人の秘密であり、一般公開はできないと思いますが、毎年のように一方的に借地代、又は権利の値上げを行うことは、借地人たる市民として理解に苦しむものであります。しおしおと地主の要求にふじまいるのが現在の状態ではいかと思われ、地代の高さを訴えますと「固定資産税の値上がりでありますから」と返ってくる言葉はいつも同じでございます。市基本構想の二本の柱からは遠く離れた市民生活ではいかと思ひます。市基本以上の二点でございますが、私は昭和五十二年度市政方針並びに福生市基本構想と合わせ、明確なる答弁を求め一般質問といたします。

(市長石川常太郎君登壇)

○市長(石川常太郎君)

お答え申し上げます。

第一点の電波障害につきましては、私からお答え申し上げます。二点の固定資産税にかかわる借地権につきましては助役より答弁を申し上げ、再質問ですがございまして、担当から御答弁申し上げます。

電波障害の件につきましては、一部市民の方々に御迷惑をおかけいたす仕儀に相なりまして申しわけなく存じている次第でございます。第一番に第一小学校の電波障

書がございまして、障害を受ける方々の御理解をいただき共同アンテナを設置いたしました。その後、大野先生がおっしゃるとおり、各所にそのようなことのでき、その対策を立てる。ところでございしますが、現在のところ大野先生も御存じのとおり五十二年三月六日の郵政省の電波管理局長の通達があり、市におきましては現在、この通達に従いまして、これに対応しているところでございまして、一部名古屋におきましてこの通達以外の方法を取られているところがあるようですが、現在官庁におきまして、またほとんど一般におきましてこの郵政省の通達の線に従って措置をしているのが現状のようでございします。

これは御承知でございしますので、説明あげる必要はないと思っておりますけれども、この局長の通達は、「維持管理の責任及び費用負担のあり方について」というのでございまして、一つは共同受信機アンテナから各戸の保守器までは、これがなくとも普通の家でもアンテナ等がかりがあるんだからそれだけは各戸で持っていた方がいいと、こういうことであります。現在、名古屋の例を除きますと、ほとんどこれに従っているようでございします。そこで、市におきまして、私は基本的には、これは確かに害を与えた者が出す、負担を与えたものが出す、ことと私は思うんでございしますけれども、

たにいま建設省が電波障害の損害補償についての基準をつくるべく、補償問題研究会というものを発足いたしました。研究を重ねているところでございします。この夏ごろには何とか基準案をつくって、建設省が郵政省と協議して秋ごろには通達を出すというよりは話を聞いておるところでございします。したがいまして、夏になりますか、秋までになりますか、一つの基準を示されるのが、そう遠くございしません。大分には御迷惑をこうもっている方には申しわけないのでございしますが、この建設省の研究の結果どのような基準が出来ますか、それを待ちまして、私の方でも結論付けたいと思うわけでございします。又、各役所等におきまして、郵政省の電波管理局長の通達の線に従ってほとんど加やっている状態ではございしますので、不公平にもなりません。やはり書と与える方の側が一定した態度で臨んだ方がよろしいと思っておりますので、建設省の結果待ちにいたしたいと思っております。被害を受けている方には誠に申しわけないのでございまして、御迷惑でございしますが、いまだ少し御辛抱いたいただきたいと思っております。

○助役(篠崎俊夫君)

第二点につきましてお答えを申し上げます。